

様似町立学校情報機器等の 整備・更新に関する計画

1. 端末整備・更新計画
2. 公立学校ネットワーク整備計画
3. 校務D X計画
4. 児童生徒1人1台端末の利活用に係る計画

令和7年2月

様似町教育委員会

1. 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	213	195	196	187	183
② 予備機を含む 整備上限台数		214			
③ 整備台数 (予備機除く)		195			
④ ③のうち 基金事業によるもの		195			
⑤ 累積更新率		100%			
⑥ 予備機整備台数		19			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		19			
⑧ 予備機整備率		10%			

(端末の整備・更新の考え方)

令和 2 年度に児童生徒用として整備した 2 5 2 台について、耐用年数が近づくにつれ端末の故障等が増えており、日常的な活用に支障が出かねない状況であることから、令和 7 年度の児童生徒数に予備機 1 0 %を加えた 2 1 4 台を令和 7 年度に更新する予定である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：2 5 2 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他 (教育関連事業等で再利用) : 2 5 2 台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う

○スケジュール (予定)

- ・令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始
- ・令和 8 年 5 月 使用済端末のデータの消去
- ・令和 8 年 6 月 使用済端末の再利用

2. 公立学校ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

- ・ 総学校数 : 2校（小学校1校、中学校1校）
- ・ 必要なネットワーク速度が確保できている学校数 : 1校（小学校1校、中学校0校）
- ・ 総学校数に占める割合 : 50％

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和7年10月までに課題のある学校についての課題の特定を完了させる。

（2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、令和7年11月から順次改善策の検討を開始し、対象校における改善策を実施する。

3. 校務D X計画

文部科学省「G I G Aスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議提言」に基づく次世代の校務デジタル化に向け、文部科学省が公表した「G I G Aスクール構想の下での校務D X化チェックリスト」に示されている、教育委員会及び学校が教育D Xを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現するため、本町において次に掲げる事項を重点的に推進する。

(1) クラウドツールの利活用

教員と保護者間、教員と児童生徒間、学校内の連絡のデジタル化を徹底し、効率化する。

- ・ 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡については、校務支援システム等を活用する
- ・ 業務時間外の保護者からの連絡事項等については、汎用クラウドツール（グループウェア）等を活用する
- ・ 児童生徒への各種連絡については、汎用クラウドツール等を活用し、時間割、テスト範囲等の共有をデジタル化する
- ・ 学期中や長期休暇中の宿題実施・採点については、デジタルドリル教材等を利用
- ・ 職員会議については、クラウド上で資料を配付・保存する
- ・ 職員間の情報共有については、汎用クラウドツール（チャット、グループウェア）等を用いる

(2) F A Xでのやり取り・押印の見直し

F A Xでのやり取りや押印の慣行を見直し、F A Xの使用・押印を原則廃止する。

(3) 不合理な手入力作業の一掃

現在、校務業務では多くの手入力作業が存在する。不合理な手入力作業を洗い出し、改善案を通じて教職員の負担軽減を図る。特に、校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力の一掃に取り組む。

(4) 校務系ネットワークシステム等の現状分析及び望ましい校務の在り方に関する検討の実施

校務支援システムの更改のタイミングにおいてスムーズに次世代の校務支援システムへと移行できるよう、校務系ネットワークシステム等の現状分析や、望ましい校務の在り方に関する検討を実施する。

4. 児童生徒 1 人 1 台端末の利活用に係る計画

1. 1 人 1 台端末を始めとする I C T 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の内容並びにこれらに引き続く政府の議論等では、I C T の活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備による「個別最適な学び」と、これまでも日本型学校教育において重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実し、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。

上記内容を踏まえて、本町では、これまで取り組んできた「ふるさと教育」を基軸とした、特色ある小・中一貫教育を引き続き推進するとともに、子どもたちが持続可能な社会の創り手として成長できるよう、1 人 1 台端末を効果的に利活用し、個々の理解度や学習ペースに合わせることで、より一人一人の児童生徒の実態に応じた学習計画に基づく学びを目指す。

また、学校教育の充実を進めるため、通信ネットワーク等の I C T 環境を一体的に整備し、基盤的なツールとして効果的な利活用を図る。

2. G I G A 第 1 期の総括

国の G I G A スクール構想を踏まえ、令和 2 年度に全児童生徒分における 2 5 2 台の 1 人 1 台端末及び全学校における通信ネットワーク等を整備し、学校現場における教科や学習場面に応じた、情報の収集・理解・整理・発信・共有及び個別の学びのツールとして 1 人 1 台端末の日常的な利活用を図るとともに、1 人 1 台端末の家庭への持ち帰りを可能とし、長期休業中の課題や家庭学習など、様々な場面で活用することで、児童生徒の学習意欲の向上及び学習環境の整備に努めた。

G I G A スクールの運営支援を業者に委託し、ネットワークトラブル等の早期解決等、児童生徒の学習環境に支障が出ないように努めるとともに、児童生徒に情報活用能力を身につけさせるための教職員の I C T 活用指導力の養成を図った。

また、新型コロナウイルス感染症の感染等により学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、自宅に通信ネットワークが整備されていない児童生徒については、1 人 1 台端末の持ち帰りに加えて、モバイルルーター等の貸し出しを行った。

一方で、耐用年数が近づいた端末の故障や不具合、ネットワークの接続が不安定になるなどトラブルが多数見られた。こういったトラブルは授業に支障を来すものであることから、更なるサポート体制の構築が必要である。

また、教職員の I C T 活用指導力における個人差が解消できていないため、研修の実施や授業実践例の提示等により、教職員の I C T 活用指導力の平準化を図る。

3. 1人1台端末の利活用方策

令和2年度に整備した1人1台端末は、導入から4年が経過し、故障や不具合など諸問題が生じており、日常的な授業等の利活用に支障が出かねない状況であることから、より高度なICT環境下での教育を推進し、1人1台端末環境を引き続き維持するため、令和7年度に全児童生徒分に予備機を合わせた214台の端末更新を行う。

委託業者によるGIGAスクール運営支援を継続し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にいかすため、端末を日常的に活用できるよう教職員向けの研修内容を充実させ、ICT活用指導力の向上を図る。

1人1台端末の日常的な利活用を継続するとともに、様々な困難を抱える児童生徒に対する支援として、「不登校児童生徒の授業への参加・視聴機会の提供」、「希望する児童生徒への教育相談の実施」、「外国人児童生徒に対する学習活動支援」、「障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じた支援」など、多様な場面での活用を検討する。

ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、既に導入している指導者用デジタル教科書に加え、学習者用デジタル教科書等のデジタル教材を導入し、授業等において効果的に活用する。

また、児童生徒が「自分で調べる場面」、「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」、「教職員と児童生徒がやりとりする場面」、「児童生徒同士がやりとりする場面」、「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」の5つの場面における具体的な活用方策について、課題の洗出しや活用事例の情報共有など、学校と連携を図りながら検討し、実行することで学校教育の質の向上を図る。